

## 久喜市水道事業会計規程の一部を改正する規程

久喜市水道事業会計規程（平成22年久喜市水道企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第16条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が事務の性質上領収書を交付し難いと認めるときには、領収書の交付を省略することができる。

第21条第7項中「第6項」を「前項」に改める。

第83条中「地方公営企業法施行規則」の次に「（昭和27年総理府令第73号）」を加える。

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。